体育館・運動場の利用について

静岡県立浜松聴覚特別支援学校施設開放委員会

1　鍵等の扱いについて

(1)　体育館及び門扉の鍵は、利用日の前日午前８時 30 分から午後４時 30 分までに学校の事務室でお借りください。

(2)　施設利用後は「開放施設等利用報告書」により、戸締まり、借用備品の確認をしてください。

(3)　鍵の返却及び「開放施設等利用報告書」は、利用日の翌日（学校休業日の場合は次の日）に学校事務室へお願いします。持参できない場合は、学校の郵便受けに入れてください。

2　施設利用上の注意

(1)　体育館

①　使用の際は体育館シューズを履く。下履きは備え付けの靴箱に整頓して入れる。素足、スリッパでの使用は禁止する。

②　危険防止のため体育館の照明を使用する。

③　館内での飲食を禁止する。

④　館内や器具室等の整理整頓に心がける。

⑤　机、椅子などの使用は床を傷つけるのでシートを敷いてから使用する。

⑥　床にテープを貼りたい場合は、事前に相談する。

⑦　使用後はモップ掛け等の清掃を必ず行う。

⑧　電源・戸締り等の確認を確実に行う。

⑨　ゴミ・空き缶等は必ず持ち帰る。

⑩　門扉（２カ所）の施錠を確実に行う。

⑪　学校から貸し出せる備品は競技を行うのに最低限の物（例：バレーの場合はポール及びネット）とする。ボール等の消耗品は各団体で用意する。

(2)　運動場

①　使用した器具は、元の位置に戻しておく。

②　使用後は、トンボを使って必ず整地する。

③　ゴミ・空き缶などは必ず持ち帰る。

④　帰る時、忘れ物がないか確認する。

⑤　利用許可していない遊具は使用しない。

⑥　門扉（２カ所）の施錠を確実に行う。

⑦　学校から貸し出せる備品は、競技を行うのに最低限の物（例：サッカーの場合はサッカーゴール）とする。ボール等の消耗品は各団体で用意する。

※その他必要な事項は「県立学校の施設等の開放に関する要綱」及び「静岡県立浜松聴覚特別支援学校の施設等の開放に関する細則」に書かれています。

利用の申請等の流れについて

静岡県立浜松聴覚特別支援学校施設開放委員会

1　利用申請

(1)　利用団体は利用する月の前月 15 日までに「開放施設等利用申請書（様式第 5 号)」と「登録証（様式第 3 号)」を学校事務室まで持参してください。

※16 日以降の申請は原則受け付けません。ただし、やむを得ない事情がある場合のみ、施設開放委員会で協議します。

(2)　学校は申請に基づき希望を調整（抽選）し、前月 25 日までに利用計画を公表する。

※本校の特性により、障害を有する団体の希望を優先します。

(3)　利用計画公表後、学校は「開放施設等利用許可証（様式第４号)」(「登録証」（様式第３号）裏面）を利用団体に交付します。

※利用団体が予定を変更する場合は学校事務室へ「開放施設等利用許可証」を持参して申し出てください。

※利用許可後であっても学校運営等で支障がある場合は開放を取消す場合があります。

※電気料等経費の支払いが遅延した団体は以後の開放を取り消します。

2　利用報告

裏面（体育館・運動場の利用について）のとおり「施設開放等利用報告書（様式第６号)」を速やかに学校事務室に提出してください。

3　その他

(1)　体育館を開放した際に照明を使用した場合は、電気料の実費を負担していただきます。なお、電気料の請求は利用した月の翌月に前月分をまとめて請求するため、速やかに支払ってください。納期限を厳守してください。

(2)　施設開放の時間は次のとおりなので、申請及び利用の時間が超過しないようにしてください。

	早朝	午前	午後	夜間
運動場	5 時 30 分から 7 時 30 分まで	8 時 00 分から 12 時 00 分まで	13 時 00 分から 17 時 00 分まで	
体育館		8 時 00 分から 12 時 00 分まで	13 時 00 分から 17 時 00 分まで	18 時 00 分から 21 時 30 分まで

(3)　その他必要な事項は「県立学校の施設等の開放に関する要綱」及び「静岡県立浜松聴覚特別支援学校の施設等の開放に関する細則」に書かれています。